K_{15}＝0.964

K_{16}＝1.012

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.476

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.012

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.619

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.095

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.619

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.119

α　第２号算式の符号αに同じ。

L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成13年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{13}＝1.000

M_{14}＝1.012

M_{15}＝0.810

M_{16}＝1.012

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.476

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.012

M_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.619

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.095

M_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.619

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.119

N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{13}＝1.000

O_{14}＝1.000

O_{15}＝4.000

O_{16}＝6.000

O_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.000

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

O_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　10.000

O_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

O_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　13.000

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　13.000

P_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{13}＝1.000

Q_{14}＝1.000

Q_{15}＝4.000

Q_{16}＝6.000

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.000

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　10.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　12.000

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　12.000

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　13.000

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　13.000

R　平成13年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村の組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

S_n　平成ｎ年度において発行を許可された半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

T_{14}＝1.000

T_{15}＝0.953

T_{16}＝1.000